

業務改善助成金の利活用に関して、茨城県社会保険労務士会へ要請を行いました

令和4年8月12日



茨城県社会保険労務士会磯会長(写真 左)へ要請文書を渡す、茨城労働局下角局長 (写真 右)

茨城労働局長は、本年8月5日、最低賃金の引き上げについて茨城地方最低賃金審議会長から答申を受けたことから、8月12日に茨城県社会保険労務士会長に対し、業務改善助成金の周知及び利活用の取組について要請を行いました。

茨城県最低賃金は、時間額 911 円(現行 879 円)に改正され、本年 10 月 1 日から適用される見込みです。

業務改善助成金に関しては[こちらをクリック](#)してください。(厚生労働省のページへ)

【問合せ先】

茨城労働局労働基準部賃金室

TEL:029-224-6216